

平成20年度 東京労働局行政運営方針の概要

平成20年度の行政運営においては、4つの最重点目標を掲げ、東京労働局の各施策を効率的・効果的に実施することとする。

最重点目標

- パートタイム労働者・派遣労働者を始めとする全ての労働者の適正な労働条件を確保します。
- 過重労働による健康障害防止や死亡災害の大幅減少を最重点とした労働者の安全と健康を確保します。
- 仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする労働環境を整備します。
- ハローワークは求人・求職サービスを通じて利用者満足度の更なる向上を目指します。

最重点目標達成のための取組

- パートタイム労働者・派遣労働者を始めとする全ての労働者の適正な労働条件を確保します

東京労働局・労働基準監督署・ハローワークは連携して、改正パートタイム労働法及び指針の周知・徹底を図り、パートタイム労働者の雇用の改善に努める。

労働者派遣、職業紹介事業が適正に運営され、その機能と役割が十分発揮されるよう、法制度の周知を図るとともに、派遣元、派遣先、請負受託者、請負発注

者等2、200社以上に対し個別指導監督を行う。

また、全ての労働者の適正な労働条件を確保するため、積極的かつ計画的な業務運営を行い、監督指導、集団指導等あらゆる機会をとらえ、企業や事業主団体等に対し、労働基準法、最低賃金法の周知及び遵守の徹底を図る。

さらに、労働者が性別により差別されることなく安心して働くことができるよう、男女雇用機会均等法の一層の理解と定着を図る。

● 過重労働による健康障害防止や死亡災害の大幅減少を最重点とした労働者の安全と健康を確保します

過重労働による健康障害を防止するため、長時間労働の抑制を図るとともに、産業医については75%以上、衛生管理者については70%以上の選任率を目標として積極的な取組を図る。

死亡災害の大幅減少を図るため、特に、その多くを占める建設業に対し、墜落防止対策の徹底を図り、墜落による死亡災害の20%減少に向け取り組む。

アスベストのばく露防止対策を徹底する。

被災労働者等に対して迅速・適正な労災保険給付に努める。

● 仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする労働環境を整備します

労働時間等設定改善法に基づき、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進などの働き方の見直しがされるよう指導、周知を進める。

すべての事業場を対象とした東京（関東甲信越ブロック）「仕事と生活の調和推進プログラム」並びに「仕事と生活の調和推進プログラム」建設業編及び同ホワイトカラー編の周知・啓発を行い、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成を図る。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画の策定・届出及び認定申請が適切に行われ、策定・届出が努力義務である300人以下企業からの届出件数について、平成20年度末には2,000件以上となるよう、関係者への周知啓発の機会を充実させるとともに、希望する労働者が育児休業を取得し、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を推進する。

● ハローワークは求人・求職サービスを通じて利用者満足度の更なる向上を目指します

求人者に対しては、求める人材が早期に確保できるよう、ニーズを踏まえた適格な人材の紹介を行うとともに、労働市場情報の提供や求人充足プランの提案などのコンサルティングサービスを強化する。

また、求職者に対しては、能力と適性に応じた仕事が早期に見つかるよう、ハローワークが厳選した求人を窓口で積極的に提案するとともに、個別担当制による支援サービスを強化する。

これらの取組により、ハローワークの年間就職件数137,470件（うち障害者就職件数4,790件、高齢者の就職件数19,110件）、年間充足数187,593件を実現するとともに、定期的な満足度調査を実施し、利用者の目線に立ったサービスの見直しや職員の資質の向上を図ることにより、利用者の満足度の向上を目指す。

東京の労働行政の重点対策

1 労働基準の分野における重点対策

(1) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止等

長時間にわたる時間外労働の抑制のため、適正な時間外労働協定の締結・届出について、時間外労働の限度に関する基準の厳守を図る。

また、過重労働による健康障害防止のため、産業医・衛生管理者の選任の促進を図り、健康管理体制の整備を徹底し、健康診断と健康診断実施後の措置、保健指導等を確実に実施するよう徹底を図る。特に長時間にわたる時間外労働等を行った労働者に対し、医師による面接指導等の確実な実施を徹底する。

(2) 労働条件の確保・改善等

労働者の多様な就業形態に対応した基本的な労働条件の枠組みとその管理体制を適正に確立・定着させる取組を推進する。特に不適切な労働時間管理の運用等による賃金不払残業が依然として認められることから、引き続き、監督指導等を実施するとともに重大悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。

(3) 労働契約に関するルールの周知

合理的な労働条件の決定、又は変更が円滑に行われるよう、労働契約に関する

基本的なルールを定める労働契約法の周知を図る。

(4) 最低賃金制度の適正な運営

就業形態の多様化など社会情勢の変化に対応し、最低限度の賃金水準を保障するセーフティネットとしての一層の機能の必要性から改正された最低賃金法の周知と最低賃金制度の適正な運用を図るとともに、履行確保のための監督指導等を強化する。

(5) 多様な働き方が可能となる労働環境の整備

仕事と生活の調和の実現のため、引き続き、労働時間等設定改善法に基づく取組について、普及・啓発を図る。また、「仕事と生活の調和推進プログラム」について労使団体への働きかけや関係自治体等とも連携を図り、事業主向けセミナーを開催するなどあらゆる機会を通じ、周知・浸透を図る。

(6) 労働者の安全と健康の確保

1 1 次労働災害防止計画の初年度である平成20年度は、事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための施策を展開し、特に、「死亡災害の多くを占める建設業における墜落による死亡災害の20%減少」を始めとした計画目標の達成のため、安全衛生管理体制の確立と安全衛生活動の活性化、計画的なリスクアセスメント等の実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及・定着を図る。

また、労働者の健康を確保するための対策として、過重労働による健康障害防止のための総合対策、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等の周知によるメンタルヘルス対策、アスベストによる健康障害防止対策及び職業性疾病の6割以上を占める腰痛予防対策を中心とした職業性疾病予防対策の推進を図る。

(7) 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険給付については、被災労働者やその家族の生活に支障が生じないように、標準処理期間内の迅速な事務処理に努める。特にアスベスト関連疾患に係る労災保険給付の請求については、最重点事項として、効率的な事務処理体制の下で迅速・適正な処理を行う。

2 職業安定の分野における重点対策

(1) 求人・求職者サービスの更なる充実

豊かな社会の実現のためには経済成長力の強化と国民生活の向上が不可欠であり、職業の安定、企業の円滑な人材確保はさらに重要課題となっていることから、ハローワークの機能を一層強化し、多様化する求人・求職者ニーズに的確に応え

ていくこととする。実施にあたっては、業務の数値目標を定め、求人者には募集内容のコンサルティングをはじめとするサービスを通じ早期充足を図り、また、求職者には、全国ネットワークを駆使した最適な求人の提案、個人に合わせたキャリア・コンサルティングなど、きめ細かな就職支援を行う。

なお、雇用保険受給者の効率的な再就職促進を図るため、認紹一体化モデル事業をさらに推進する。

また、平成20年度は求人者・求職者に対し定期的な満足度調査を実施することとで、さらに質の高いサービスを提供する。

(2) 障害者雇用対策の推進

民間企業の実雇用率は大企業が牽引役となり上昇傾向にあるとともに、雇用障害者数もはじめて10万人を超えるなど、着実な改善が見られる。

平成20年度は、改善に遅れが見られる中小企業に重点を置き、個々の企業に合わせた具体的な提案・援助等を行うなど効果的な雇用率達成指導を実施するとともに、特に、精神障害者や知的障害者雇用にあたっては、企業への雇用促進及び障害者の就職支援の両面において、関係機関と連携した「チーム支援」を実施する。

(3) 若年者雇用対策の推進

滞留傾向にある年長フリーターや、正社員経験の乏しい若年者への支援が重要となっていることから、都内の全ハローワークに設置した若年者専門窓口できめ細かな就職支援を行うほか、年長フリーターに対する模擬面接（ジョブ・ミーティング）の実施や、希望条件が明確でないなど、専門的な支援が必要な者に対しては、ヤングワークプラザにおいて集団方式のカウンセリング（ジョブ・クラブ）等の支援を行う。また、入社後の早期離職を予防するための意識や自覚の形成・啓発支援を実施する。

(4) 高齢者雇用対策の推進

少子高齢化の進む中、高齢者の高い就業意欲と知識・経験を活かせる社会づくりが重要であることから、希望者全員が65歳まで働ける継続雇用制度等の完全導入と定着を推進するとともに、「70歳まで働ける企業」の普及促進を図る。また、高齢者の多様な就業ニーズを的確に把握しきめ細かな職業相談により再就職の促進を図る。

(5) 安心して働ける雇用環境の整備

就職環境の厳しい中で、就職にチャレンジする者への支援を強化する必要があることから、マザーズハローワーク等による子育てする女性等への再就職支援のほか、留学生や専門技術分野の外国人、刑務所出所者、生活保護受給世帯、ホー

ムレス等に対する就職支援の充実に努める。

また、新たに創設されたジョブ・カード制度の構築と普及に努める。

(6) 雇用保険制度の適正な運営

働く人のセーフティネットとして、未加入者の適用促進を図るとともに、給付にあたっては、的確な失業の認定と職業紹介部門との連携により受給者の早期再就職を図る。また、電子申請の利用勧奨、不正受給の未然防止に努める。

(7) 地方公共団体との連携による就職支援

改正雇用対策法に基づく東京労働局雇用施策実施方針を策定し東京都との連携を一層充実強化するとともに、各区市町村及び地域の経済団体等と連携した、地域に根ざした雇用対策を推進する。

3 需給調整事業の分野における重点対策

(1) 許可申請、届出の適正かつ迅速な処理

新規許可・届出の適正かつ迅速な処理を行うとともに、許可・届出後の変更届出等の未提出、提出遅延があった場合は是正指導を実施する。

(2) 的確かつ厳正な指導監督等の実施

ア 的確かつ厳正な指導監督の実施

局内各部（室）、監督署、安定所等と連携し、違法事案の発見と的確かつ厳正な監督及び指導を行う。指導監督にあたっては、訪問指導を軸に、計画的かつ効果的な監督及び指導を行うとともに、是正指導後の確認により違法事案の是正を徹底するほか、的確に本社指導を行う。

(ア) 日雇派遣の適正化、日雇派遣労働者の雇用の安定を図るため、4月施行の日雇派遣指針の周知徹底を図るとともに、指針に基づき、指導監督を行う。

(イ) 派遣受入期間の制限の適正な運用について周知を図るとともに、派遣先からの抵触日通知、派遣先労働者の過半数代表者からの意見聴取等が確実になされるよう指導監督を行う。

(ウ) 偽装請負の解消に向けて、区分基準について周知徹底を図るとともに、労働基準行政と連携し、相互情報提供、共同監督を実施する。

(エ) 特定労働者派遣事業者の事業運営状況や派遣労働者の雇用実態を把握し、必要な指導を行う。

イ 違反を繰り返す事業者に対する行政処分等の実施

違反を繰り返す事業者等に対しては、行政処分、告発等の厳正な措置を講ずる。

ウ 「首都圏請負・派遣適正化キャンペーン」の実施等

首都圏の他労働局と連携してキャンペーンを実施し、法制度の周知徹底を図る。

(3) 申告・相談への迅速かつ適切な対応等

派遣労働者等からの申告・相談に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、派遣労働者向けリーフレット等を配付し、法制度の周知に努める。

4 雇用均等の分野における重点対策

(1) パートタイム労働対策の推進

ア 改正パートタイム労働法に基づく適切な指導等及び紛争解決の援助

平成20年4月より施行される改正パートタイム労働法及び指針の周知徹底を図る。

また、紛争解決援助制度の積極的な活用により、紛争解決の促進を図る。

(2) 男女雇用機会均等確保対策の推進

ア 適切な指導等の実施及び紛争解決の援助

職場における男女均等な取扱いの徹底を図るため、雇用管理の実態を的確に把握し、助言、指導等を実施する。

また、紛争解決援助制度の活用により、迅速な問題解決の促進を図る。

イ 男女雇用機会均等法等の周知

関係行政及び関係機関と連携協力し、効果的な周知活動を実施する。

ウ 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進

企業における実効ある対策の徹底を図るとともに、相談にはセクシュアルハラスメント相談員等を活用して適切な対応を図る。

(3) 仕事と家庭の両立支援対策の推進

ア 育児・介護休業法の施行

育児・介護休業に関する規定整備や取得しやすい環境づくりのための事業主指導を実施する。また、労働者の権利が確保されるよう相談等に的確に対応する。

さらに、中小企業子育て支援助成金の活用等により、育児休業の利用促進を図る。

イ 次世代法の施行

行動計画の策定・届出が努力義務となっている300人以下の中小企業からの届出件数が、平成20年度末には2,000社となるよう個別訪問や説明会等の実施により、行動計画の策定・届出を促進する。

また、できるだけ多くの企業が認定を目指した取組を行うよう、きめ細かな情報提供やアドバイスを実施する。

5 総合的な労働行政に係る分野における重点対策

(1) 労働保険適用徴収関係

ア 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

「第二次労働保険適用促進3カ年計画」を策定し、未手続事業の的確な把握に努め、解消に当たっては行政関係団体等との連携をより一層密にし、強力な加入勧奨、成立手続指導等を計画的に実施する。成立手続指導等の結果、申告・納付の意思が認められない事業主に対しては、職権による認定決定を行なう。

年度更新時期及び10月に実施される労働保険適用促進月間を中心に、創意工夫した広報を集中的に実施し、より効果的な広報活動を展開する。

イ 労働保険料・一般拠出金の適正徴収

年度更新業務を的確かつ円滑に実施し適正な事務処理に努めるとともに、効果的な算定基礎調査と積極的な滞納整理を実施する。なお、平成21年度からの年度更新期間の変更について周知を図る。

ウ 労働保険事務組合の一層の活用及び育成・指導等

労働保険事務組合の一層の活用促進を図るとともに、法令及び労働保険事務処理規約等に則って適正な業務運営が行えるよう計画的な監督、指導を行う。

(2) 個別労働紛争関係

ア 総合労働相談コーナーにおける適切な対応

総合労働相談コーナーにおいては、個別労働紛争や様々な労働問題に関し、紛争の未然防止や早期解決について情報を提供し適切なワンストップサービスの実施に努める。

イ 助言・指導及びあっせんに関する事務の迅速な実施

助言・指導及びあっせんについては、紛争の解決に向けた迅速、適切な処理を行う。

ウ 紛争の自主的解決の支援及び個別労働紛争解決制度の周知

労働紛争の自主的解決を促進するため、紛争自主解決支援セミナーを開催する。

また、個別労働紛争解決制度の利用促進を図るため、周知、広報に取り組む。

各行政間の連携事項

- 1 労働条件の確保、雇用の安定のための総合的施策の実施
- 2 パートタイム労働対策の推進
- 3 派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進
- 4 外国人労働者対策の推進
- 5 少子化対策に係る労働行政施策の推進
- 6 男女雇用機会均等等確保対策の推進
- 7 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

行政展開とサービス向上の基本となる事項

- 1 地方公共団体等との連携による地域に密着した行政の展開
- 2 積極的な広報活動の実施
- 3 適切な情報公開制度の実施
- 4 行政機関の保有個人情報の適切な管理等
- 5 綱紀の保持
- 6 会計経理の適正な執行
- 7 事務の簡素合理化と業務運営の重点化
- 8 地球温暖化対策の更なる推進
- 9 研修の充実